



新成人 新たな志を胸に大人の仲間入り

4月29日(祝)、文化ホール「まほら」で高畠町成人式が開催されました。今年の新成人は、男性138名、女性140名の計278名。

華やかな振り袖や羽織はかま、真新しいスーツに身を包んだ新成人が、友人や恩師との再会を喜び合ったり、記念撮影をするなど、たくさんの笑顔が輝いていました。

《主な内容》

- ◎町の財政状況をお知らせします
- ◎税制改正のあらましについて
- ◎まちづくりトークの開催について
- ◎町職員の募集について

人	計	25,035人
	男	12,100人
□	女	12,935人
世帯数	7,541世帯	

(5月1日現在)

2013
平成25年

6

No.944

特 別 会 計			
会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	執 行 済 額
下 水 道 事 業 特 別 会 計	8億8075万円	7億4814万円	8億4287万円
農業集落排水事業特別会計	6971万円	6898万円	6513万円
特 定 地 域 生 活 排 水 処 理 事 業 特 別 会 計	6856万円	5006万円	5492万円
飲料水供給事業特別会計	355万円	358万円	244万円
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	30億8801万円	27億533万円	27億5516万円
介 護 保 険 特 別 会 計	21億7831万円	20億3172万円	19億3689万円
後期高齢者医療特別会計	2億464万円	2億582万円	2億405万円
訪 問 看 護 事 業 特 別 会 計	1582万円	1454万円	1479万円
財 産 区 特 別 会 計 (高島・二井宿・屋代・和田)	1016万円	899万円	995万円
合 計	65億1951万円	58億3716万円	58億8620万円

公 営 企 業 会 計				
区 分		収 入	支 出	差し引き
病院事業会計	収益的収支	22億2825万円	23億2872万円	△1億47万円
	資本的収支	1億5800万円	3億6130万円	△2億330万円
水道事業会計	収益的収支	5億1128万円	3億873万円	2億255万円
	資本的収支	8026万円	1億7688万円	△9662万円

町 債 等 の 状 況		
会 計 名	3月末起債残高	一時借入金 残 高
一 般 会 計	84億4654万円	4億円
下 水 道 事 業 特 別 会 計	59億3886万円	0万円
農業集落排水事業特別会計	5億8137万円	0万円
特定地域生活排水処理事業会計	2億286万円	0万円
飲料水供給事業特別会計	2960万円	0万円
水 道 事 業 会 計	5億978万円	0万円
病 院 事 業 会 計	33億5996万円	6242万円
計	190億6897万円	4億6242万円

基 金 の 状 況 平成24年9月末日現在高との比較		
区 分	25年3月末現在高	増 減
財 政 調 整 基 金	4億8304万円	7383万円
減 債 基 金	1億9247万円	34万円
公共施設等整備基金	8億2245万円	1億5122万円
人 材 養 成 基 金	2816万円	1693万円
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	3638万円	771万円
地 域 福 祉 基 金	9208万円	△955万円
介護保険介護給付費 準 備 基 金	1億2032万円	2823万円
国民健康保険給付基金	2億4587万円	3091万円
財 産 区 基 金 (高島・二井宿・屋代・和田)	1億4969万円	△122万円
そ の 他	6億4063万円	3757万円
計	28億1109万円	3億3597万円

町 有 財 産 の 状 況	
区 分	25年3月末現在
土 地	2,363,189㎡
建 物	95,824㎡
有 価 証 券	489万円
出資による権利	2億2,128万円

▼問合せ先
町企画財政課財政係
☎(52) 1740

一般会計歳入歳出予算額

105億9,689万円



▲屋代地区公民館



▲高 島 駅 前 通 り



▲糠野目小学校プール

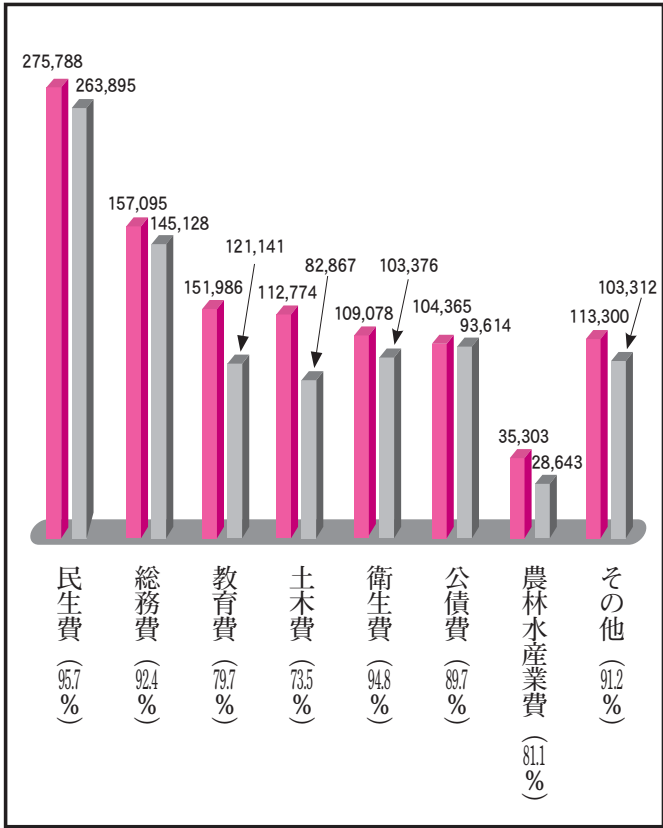
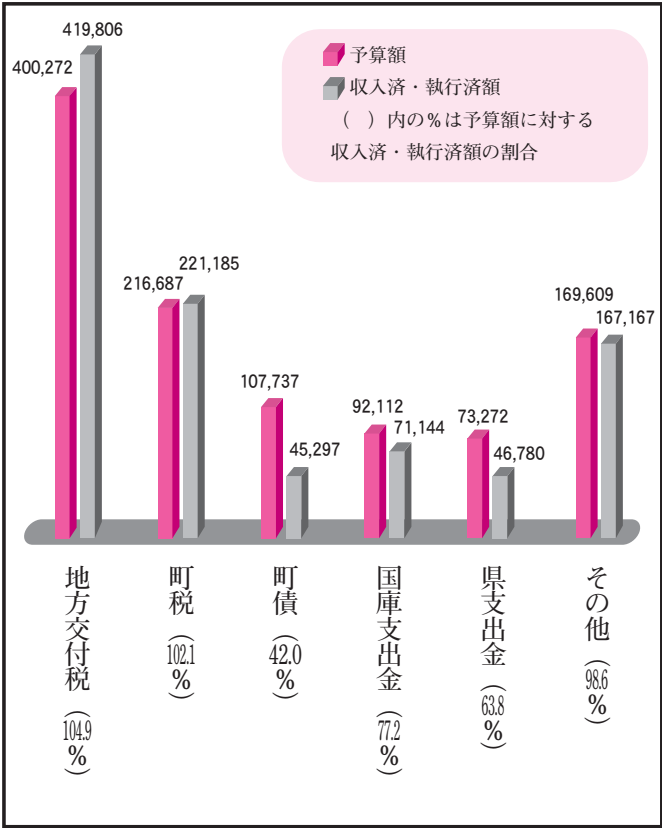
歳 入

収入済額 971,379万円
収 入 率 91.7%

歳 出

執行済額 941,976万円
執 行 率 88.9%

(単位：万円)



「環境基本計画」を見直しました！

～未来への種まき 100 年先へ～

高島町のすばらしい環境を100年後の子どもたちに引き継ぎ、「すべてのいのちを大切に、いきいきと輝くまち」を実現するため環境基本計画を見直しました。単に「環境」という視点だけでなく、活気あるまちづくり、持続可能性について議論を重ね策定しました。

【計画期間】

平成25年度～平成34年度の10年間

【計画の理念】（計画の価値観）

計画全体の根本にある普遍的な考え方を次の4項目としました。

- ①「みんなで考え、みんなで行動する」
- ②「あふれる笑顔」
- ③「自然との調和」
- ④「かけがえのないもの」



計画推進のための

4つのプロジェクト

現代社会が直面している環境問題は数多くあります。地域が抱える問題は、地球規模の環境問題と無縁ではありません。多くの問題から、自分たちの課題として感じたものをプロジェクトに位置付けました。これは自発的行動を促す呼び水としての役割も担っています。

1 再生可能エネルギーで 快適に暮らせるまち

町内の家庭で消費されるエネルギー市場は30億円規模！再生可能エネルギーを積極的に導入することで、新しい産業をおこし、雇用と経済を支えながら、エネルギーの自給を目指します。

■プロジェクト名

- ・30億円プロジェクト
- ・おひさまエネルギーで明るいまち
- ・森のエネルギーで創エネ
- ・水の流れもエネルギー
- ・エコ住宅でぽっかぽか
- 断熱で省エネ



2 ふらっと歩きたくなるまち

生活するうえで大切な交通手段。利用しやすい公共交通のあり方を模索し、自家用自動車からの二酸化炭素排出を減らします。

■プロジェクト名

- ・よみがえれ公共交通
- ・イベントにはノーカーで
- ・かしこく安全にエコドライブ



3 食でにぎわい・絆を紡ぐまち

農業と環境は密接につながっています。有機農産物などで高島町のイメージアップを図り、若い世代が農業に就労できる環境を整え、食料の自給自足を目指します。

■プロジェクト名

- ・釜DO・カフェで地産地消
- ・農業元氣プロジェクト
- ・スローライフは「まほろば畑」から

4 学び・行動する

*グリーンコンシューマのまち

環境を守り100年先も住みやすい町にするためには、私たち一人ひとりの行動が大切です。子どもから大人まで継続的に学ぶ場を作ります。

■プロジェクト名

- ・知ろう！学ぼう！行動しよう！
- グリーンコンシューマ育成プロジェクト
- ※グリーンコンシューマ
- 環境と未来のことを考えて行動する人

【策定委員メッセージ】（抜粋）

計画の一つひとつを考えることは未来への「希望の種」をまいていくような気がして、わくわくしながら話し合いを重ねました。この計画に10年後「こんなまちになっていたらいなあ」という思いを込めて策定しました。



策定委員（環境にやさしいまちづくり町民会議）の皆さん
策定指導：NPO法人環境市民代表 枚本郁生氏

※計画の詳細はHPをご覧ください。

粗大ごみ回収のお知らせ

町では廃棄物の適正処理のため、年2回粗大ごみの回収を行っています。千代田クリーンセンターに粗大ごみを「車がなくて運べない」、「平日に運べない」方向のために町で回収します。

◎回収対象品

- 家庭から出たごみで、指定袋に入らないもの、または重いもの
- ・小型・中型（1辺が1m未満で30kg未満のもの）
…300円（証紙1枚）
- ・大型（1辺が2m未満で60kg未満のもの）
…600円（証紙2枚）
- ・特大（1辺が2m以上または60kg以上のもの）
…900円（証紙3枚）

※注意 次のものは回収できません。

- ①リサイクルが義務となるもの
パソコン、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- ②産業廃棄物
農機具、農業用ビニール、業務用機械など
- ③千代田クリーンセンターで処理できないもの
オートバイ、古タイヤ、解体家屋廃材、ガスボンベなど

【申込期間】

6月3日(月)～6月21日(金)の平日
(午前9時～12時、午後1時～4時)

回収日

回収時間は午前8時～午後4時です。立会いの必要はありません。

高島・二井宿地区
6月25日(火)
屋代・糠野目地区
6月26日(水)
亀岡・和田地区
6月27日(木)

粗大ごみの出し方

- ①廃棄したいものの品目（大きさ・重さ）、数を確認します。（1回に出せるのは、1家庭5品までです）
- ②「町生活環境課環境係」に電話で申し込みます。
受付電話番号／521596（上記申込期間内）
- ③指定袋取扱店で、「粗大ごみ用証紙（ステッカー1枚300円）」を必要な枚数を購入します。
- ④「粗大ごみ用証紙」に地区名と氏名を記入し、粗大ごみの見えやすいところに貼り、回収日の午前8時まで自宅前に出します。
- ・家の中まで入ったの回収は行いません。
- ・雨が降りそうときは、濡れないようにシートなどで覆ってください。
- ・回収車（4t車）が自宅前まで入ることができない場合は、入られる場所まで出してください。
- ・アパートなど集合住宅は、1階の出入り口付近または駐車場に出してください。

【注意】

※石油などが入っているものは必ず抜き取ってください。
※ガラス、乾電池、蛍光管がついているものは必ず取り外してください。

生ごみは堆肥にしよう！

生ごみ処理機の購入助成

◎補助対象処理機と補助額

- ①地上据置型コンポスト 2,000円/基
- ②機械式（電気式）処理機 5,000円/基
- ※1世帯1基に限ります。
- ※既に購入したものは対象となりません。
- ※町指定の店舗にお持ちいただき、補助券を出して購入します。
- ※電話での申込みは受け付けていません。

◎申請受付期間

6月3日(月)～7月1日(月) 数量に達し次第終了

◎申請場所

町生活環境課環境係 ※印鑑をお持ちください。



住宅関連補助金の申請を受け付けます

町は住環境の整備や景気浮揚、地域の活性化等を目的に、住宅に関する補助金事業を実施します。お気軽にお問い合わせいただきご活用ください。

1. 住宅リフォーム支援事業助成金

○対象工事

町内に自ら居住する持家住宅(車庫・物置を含む)のリフォーム工事

○助成費要件

平成25年4月1日以降の契約で、一般リフォームのみは50万円以上の工事が対象。要件リフォーム含み^(※)は最低額を設けません。

^(※)部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化のいずれかを含む工事。詳しくはお問い合わせください。

○助成額

- 一般リフォーム／全体工事費の5%(最大5万円)
 - 要件リフォーム／全体工事費の10%(最大20万円)
- 要件リフォームに該当する工事があれば、一般リフォームと合わせての助成(最大25万円)が可能です。

2. 耐震診断士派遣事業

○対象となる方

昭和56年以前建築の木造戸建て住宅(在来軸組工法)にお住まいの方

○事業の内容

町が認定する耐震診断士を派遣します。

○費用負担

診断費用6万円のうち申請者は1割6千円を負担し、残り5万4千円を町が負担します。

3. 木造住宅耐震改修事業補助金

○対象となる方

- ・上記2の耐震診断により住宅の耐震改修工事を行う方
- ・町内の建築事業者と工事請負契約をされている方

○助成額

補助対象工事費の7/12(最大120万円)

※いずれの事業も平成26年2月末日までに工事が完了または実績報告ですることが必要で、予算内で申請順とします。

▶申込・問合せ先／町建設課建築住宅係

☎(52) 1 1 1 4

入居者募集

【町営住宅】

名称・所在地	戸数	構造等
町営住宅福沢団地D棟 高島町福沢南21番地の1	1戸 (2DK)	木造平屋建 (昭和62年度建設)
町営住宅大町団地132号室 高島町大字高島695番地の2	1戸 (3DK)	中層耐火造4階建 (昭和54年建設)

●入居資格／①収入月額が15万8千円以下であること。
(高齢者の方や身体に障がいのある方は21万4千円以下) ②現在住宅に困っている方。

●家賃／収入月額に応じた家賃(下表)となります。

●敷金／入居時家賃の3か月分に相当する額。

●選考方法／応募者が募集戸数を上回った場合は、町営住宅入居者選考委員会に諮る。

●申込方法／所定の申込書(町建設課備付)に必要事項を記入し、関係書類を添付の上お申し込み願います。

●募集期間／6月6日(木)～14日(金)まで。

●入居予定時期／7月上旬頃

平成25年度(平成25年4月～平成26年3月)家賃表			
区分	所得額(月額)	福沢団地D棟	大町団地132号室
A	0円～104,000円	13,900円	13,800円
B	104,001円～123,000円	16,000円	15,900円
C	123,001円～139,000円	18,300円	18,200円
D	139,001円～158,000円	20,700円	20,500円
E	158,001円～186,000円	23,600円	23,500円
F	186,001円～214,000円	27,300円	27,100円

【特定公共賃貸住宅弥生団地】

名称・所在地	戸数	構造等
特定公共賃貸住宅弥生団地 A棟2号室 高島町大字高島513番地の6	1戸 (3DK)	木造2階建 (平成8年度建設)

●入居資格／前年の収入月額が15万8千円以上、48万7千円以下であること。

●家賃／月額65,000円。なお、下表の(ア)(イ)の収入区分については、申請により減額されます。

●敷金／入居時家賃の3か月分に相当する額。

●選考方法／申込者が公募個数を上回った場合は、抽選で決定いたします。(抽選日・場所等は申込者に通知します)

●申込方法／所定の申込書(町建設課備付)に必要事項を記入し、関係書類を添付の上お申し込み願います。

●募集期間／6月6日(木)～14日(金)まで。

●入居予定時期／7月上旬頃

区分	所得額(月額)	家賃
ア	158,000円～259,000円	50,000円
イ	259,001円～350,000円	58,000円
ウ	350,001円～487,000円	65,000円

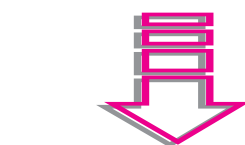
▶各種申込・問合せ先／平成24年分の源泉徴収票、自営の方については最新の確定申告書等を持参のうえ、町建設課建築住宅係まで ☎(52) 1 1 1 4

毎年、更新申請が必要でありました医療証ですが、有効期限が平成25年6月1日以降の医療証をお持ちの方は、今後、更新手続きが不要となります。新しい医療証は、有効期限が切れる前に郵送いたしますので、ご確認ください。

お子様の医療証をご確認ください。

有効期限が
平成25年6月1日以降の
医療証をお持ちの方

有効期限が
平成25年5月31日以前の
医療証をお持ちの方



今後、更新手続きは
不要です。



一度更新申請が必要です。
その後手続きは
不要となります。

次に挙げる方は郵送での交付ができません。

- ・転入や未申告などで高島町に所得情報がない方
- ・出生や転入、更新忘れなどで現在医療証をお持ちでない方

次の場合には届出が必要になります。

- ・保護者の方やお子さんの住所・氏名が変わった場合
- ・加入中の健康保険証に変更があった場合

重度心身障がい(児)者医療証・ひとり親家庭等医療証の更新について

重度心身障がい(児)者医療証またはひとり親家庭等医療証をお持ちの方は、有効期限が6月末となっています。6月中旬に該当する方には該当通知書、該当とならない方には非該当通知書をお送りします。該当する方は忘れずに更新手続きを行ってください。

●期日／平成25年6月22日(土)・23日(日)

●時間／9時～11時、13時～16時

●場所／高島町役場1階 町民課

※上記日程で都合が悪い場合は、平成25年6月24日(月)～6月28日(金)の期間においでください。(6月22日より前に更新手続きはできませんので、ご了承ください。)

●手続きに必要なもの／①通知書 ②印鑑 ③健康保険証 ④各制度に係る証書等(各制度によって必要となる書類が異なりますので、詳しくは町町民課医療給付係までお問い合わせください。)

▶このページに関する問合せ先／町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7

未就学児の子育て支援医療証
更新手続きが不要になります

「一部負担金有」の子育て支援医療証をお持ちの方へ

新しい医療証をお送りします

平成25年7月1日から中学校卒業までの医療費無料化が開始されることに伴い、これまで「一部負担金有」の医療証の交付を受けていたお子様も自己負担無しで受診できるようになります。(保険適用分のみ)

対象者には、6月中旬頃、新しい医療証をお送りいたしますので、7月1日以降に医療機関を受診される際にご提示ください。現在お持ちの医療証は、7月1日以降に破棄していただきますようお願いいたします。

なお、医療機関等で支払った保険適用となる自己負担分については、これまで通り医療費支給申請により受け取ることができます。

地方税制改正のあらまし

■住民税の改正

①所得税において全ての事業者記録保存の義務が課されることになることから、前々年中または前年中の所得について、所得税が課税されず個人住民税の所得割が課された白色申告者についての記録保存義務が廃止されます。平成26年1月から。

居 住 年	現 行（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5 %（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の 5 %（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の 7 %（最高136,500円）

③都道府県または市区町村に対する寄附金の寄附金税額控除が、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率を加算して計算することとなります。

④平成28年1月1日以後に受け取る特定公社債などの利子などを申告した場合には、所得割の課税対象として100分の3の税率による分離課税とするなど、公社債、株式などの所得に対する個人住民税の課税について、課税対象、損益通算、繰越控除などが改正されました。

⑤平成28年10月1日以後の年金所得の個人住民税の特別徴収は、次のようになります。

- ・特別徴収する年金所得の仮特別徴収税額は、前年度分の個人住民税のうち前々年の年金所得の所得割額と均等割額の合算額の2分の1とすることとなりました。

■固定資産税及び都市計画税の改正

①平成25年4月1日から平成27年3月31日まで の 間 に新たに取得された「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」に掲げる機械類で、エネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備（熱電併給型動力発生装置「コージェネレーション設備」に係るもの。）の固定資産税の課税標準を、取得後3年度間はその価格の6分の5とする特例が設けられました。

②非課税措置などの適用期限が延長されました。

- ・心身障がい者を多数雇用する事業所の事業主が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する助成金等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象の取得期限が平成27年3月31日まで延長されました。

②個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、居住年が平成29年までに4年間延長されました。また、住宅を取得して、平成26年4月から平成29年12月までの間に居住し、取得した費用の消費税額が新消費税法に規定する税率(8 %または10 %)の場合は、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額は、次の表の額となります。

- ・特別徴収対象の年金所得者が賦課期日後に他の市町村に転出した場合においても、一定の要件のときは、特別徴収を継続することとされました。

⑥平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者などの国内の設備投資額が増加した場合、法人税割の課税標準とする法人税額は、特別税額控除の適用を受けた額とすることとなりました。

⑦平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者などの雇用者給与等支給額が増加した場合の法人住民税の計算における法人税割の課税標準とする法人税額は、法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とすることとなりました。

- ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が平成27年3月31日まで延長されました。

③次のとおり課税標準の特例措置が改正されました。

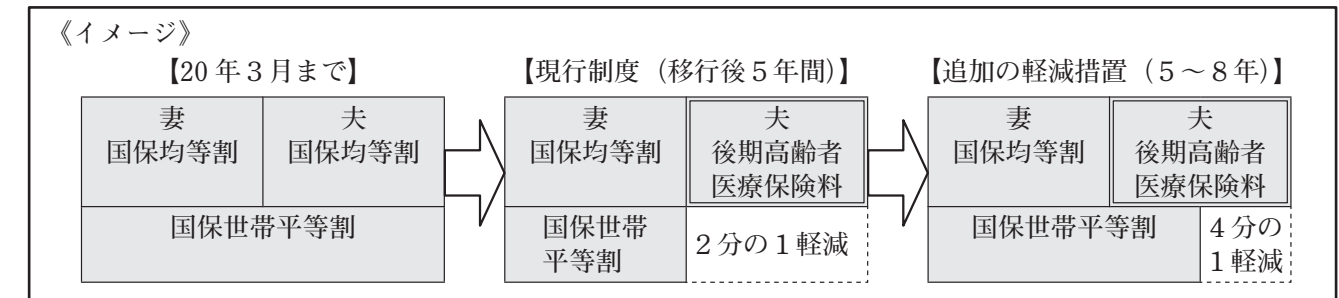
- ・バリアフリー化の工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、改修工事費の要件を50万円超としたうえで、改修期限が平成28年3月31日まで延長されました。

- ・省エネルギー対策の工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超としたうえで、改修期限が平成28年3月31日まで延長されました。

■国民健康保険税の改正

①国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同じの世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目まで

の間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間も世帯別平等割額の4分の1を軽減することとされました。



②国民健康保険税の軽減措置の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間

に限り移行した者を含めて算定する措置が、6年目以降も継続されることとなりました。

《例》 2割減額の場合

【20年3月までの計算方法】	35万円×世帯に属する被保険者数+33万円
【現行～後期高齢者移行5年目まで】	35万円×(世帯に属する被保険者数+特定同一世帯所属者数)+33万円
【改正後～6年目以降も継続】	35万円×(世帯に属する被保険者数+特定同一世帯所属者数)+33万円 ※この部分が恒久化されました。

■その他の改正

①更正の請求をすることができる期限が日曜日・祝日等にあたりその翌日が期限とみなされる場合、また

は災害などにより期限延長される場合には、更正請求があった日の翌日から6ヶ月以内であれば更正することができることとなりました。

②延滞金及び還付加算金の割合等が次の表のとおりとなり、平成26年1月1日以後の分から適用される

	内 容	本 則	現行の特例（公定歩合+4 %）	改 正 後
延 滞 金	法定納期限を過ぎて履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6 %	—	特例基準割合※+7.3 %
1ヶ月以内等	納期限後1ヶ月以内	7.3 %	4.3 %	特例基準割合※+1 %
徴収の猶予等	事業廃止など、災害などによる徴収の猶予などの場合	2分の1免除（7.3 %）	4.3 %	特例基準割合※
還付加算金	地方団体から納税者への還付金などに付される利息	7.3 %	4.3 %	特例基準割合※

※特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に、1 %を加算した割合をいいます。特例基準割合となる貸出約定平均金利が1 %となっている場合には、適用される延滞金の利率は、納期限後1ヶ月以内は3.0 %、それを超えると9.3 %、還付加算金の利率は2.0 %となります。

■問合わせ先 税務課（固定資産税関係は資産税係 ☎(52) 2078 住民税関係は住民税係 ☎(52) 4477）

家屋調査にご協力ください！

毎年1月1日現在で町に所在する家屋には、固定資産税および都市計画税（都市計画区域のみ）が課税されます。また、家屋の新築・増築等があった場合には不動産取得税が課税されます。

固定資産税および不動産取得税を課税するうえで、適切に評価を行うため家屋を新築・増築されたときや家屋を取壊したときには実地調査を行う必要があります。

調査方法は、事前に調査の日を調整させていただき、固定資産評価補助員である町の税務課職員（又は県置賜総合支庁税務課職員）がご自宅を訪問し、家屋の各部屋や外観等を評価基準に照らし合わせながら調査を行います。その際に、建物の詳細を確認するためお尋ねする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

木造家屋は町税務課で、非木造家屋は置賜総合支庁税務課で調査を行い、町税務課の職員は固定資産評価補助員証を、置賜総合支庁税務課の職員は徴税吏員証を携帯しておりますので、訪問を受けた際にはご確認ください。

▶問合せ先／町税務課・資産税係 ☎(52) 2078



平成25年度 高畠町職員採用試験

《試験区分・採用予定人員・職務内容・受験資格》

平成26年4月1日採用

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容	受 験 資 格
上 級 行 政	4 名程度	一般行政事務に従事します。 上記事務のほか、土木・建築系についても募集しております。	昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

《試験日・試験種目・試験場等》 第2次試験は、第1次試験合格者のみに通知します

試 験	試 験 日	種 目	会 場	内 容 等
第 1 次	7月27日(土)	対抗討議試験	高 畠 町 役 場	与えられた課題に対する論理的な判断力および公平で客観的な思考能力や態度についての口述試験
	7月28日(日)	教 養 試 験	町 総 合 交 流 プ ラ ザ	一般的な知識および知能について、大学卒業程度の筆記試験
		適 性 検 査		職員としての適応性等を性格特性等により検査
		作 文 試 験		総合的な判断力、思考力その他の能力についての論文試験
第2次	8月下旬	面 接 試 験	高 畠 町 役 場	【第1次試験合格者のみ】口述による個別面接試験



平成25年度採用職員

- ▶受付期間／6月3日(月)から6月28日(金)まで
(6月28日(金)消印有効)
- ▶受付時間／8時30分～17時15分
(土・日曜日を除く)
- ▶受験申込書の請求／町総務課および町民課窓口で交付します。町ホームページ (<http://www.town.takahata.yamagata.jp/>) から入手できます。受験申込書をプリンター等で印刷の際は両面印刷を行ってください。
- ▶受験票の交付／申込者に「受験票」を郵送します。受験票がなければ受験できませんので、7月8日までに到着しない場合は町総務課総務係にお問い合わせください。
- ▶その他／「初級行政」採用試験は、当該募集とは別に広報たかはた7月号および町ホームページで行います。

▶申込・問合せ先／〒992-0392 高畠町大字高畠436番地 町総務課総務係
☎(52) 4 4 7 5 FAX(52) 1 5 4 3 E-mail : somu@town.takahata.yamagata.jp

平成25年度採用 高畠町医療職員採用試験

《職業・募集人員・受験資格》 平成25年9月1日採用

職 種	募集人員	受 験 資 格
臨床工学技士	1 名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、臨床工学技士免許を有する者

《試験日時》

試験日	会 場	内 容
7月13日(土)	公立高畠病院	書類審査および面接試験 (口述による面接試験)

- ▶受付期間／平成25年5月13日(月)から6月28日(金)まで (必着)
- ▶受験申込方法／所定の用紙により公立高畠病院経営企画課に提出(郵送可)してください。所定の用紙は、公立高畠病院ホームページからダウンロードするか、病院窓口で配布します。
- ▶採用日／平成25年9月1日
- ▶合格者の発表／7月下旬
- ▶申込・問合せ先／〒992-0351 高畠町大字高畠386
公立高畠病院 経営企画課
☎(52) 1 5 0 0 FAX(52) 1 5 1 5
URL <http://www.takahatahospital.jp/>

平成25年度 一般社団法人高畠町観光協会職員採用試験

《試験区分・採用予定人員・職務内容・受験資格》 平成26年4月1日採用

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容	受 験 資 格
上級職員	1 名	観光協会事務に従事します	昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

《試験日・試験種目・試験場等》

試 験	試 験 日	種 目	会 場	内 容
第 1 次	7月28日(日)	教養試験	町総合交流プラザ	一般的知識および知能について、大学卒業程度の筆記試験
		適性検査		職員としての適応性等を性格特性等により検査
		作文試験		総合的な判断力、思考力その他の能力についての論文試験
第2次	9月上旬	面接試験	高畠町観光協会会議室	第1次試験合格者のみ個別面接

- ▶受付期間／6月10日(月)から6月28日(金)まで (6月28日(金)消印有効)
- ▶受付時間／8時30分～17時30分 (土・日を除く)
- ▶受験申込書の請求／高畠町観光協会(高畠町太陽館)窓口で交付します。または高畠町観光協会ホームページから入手できます。
URL <http://www.takahata.info/>
- ▶申込・問合せ先／〒999-2173 高畠町大字山崎200-1
高畠町観光協会 ☎(57) 3 8 4 4

町長が町内6地区に出向き、みなさんと直接対話する「まちづくりトーク」を開催いたします。

町長が、町の現状や現在進めている事業・今後の計画などを説明して、まちづくりに対するご理解とご協力をお願いします。また、参加されたみなさんと、これからの町づくりや地域づくり・地区の課題等について情報交換・意見交換を行います。

みなさんの自由な意見・提言に直接町長がお答えしますので、ぜひご参加ください。

▼問合せ先／町企画財政課

☎(52) 4 4 7 6または各地区公民館

◇日程

地 区	期 日	時 間	場 所	電話番号
高 畠	6月17日(月)	午後7時～ 8時30分	町総合交流プラザ	(52) 5 7 0 2
二井宿	6月20日(木)		二井宿地区公民館	(52) 1 0 0 1
屋 代	6月21日(金)		屋代地区公民館	(52) 0 0 6 9
亀 岡	7月1日(月)		亀岡地区公民館	(52) 0 5 0 1
和 田	6月19日(水)		和田地区公民館	(56) 3 0 0 6
糠野目	7月2日(火)		糠野目生涯学習館	(57) 3 5 0 5



島 貫 良 子
生涯学習推進員
(高畠地区公民館)



梅 影 雪 江
社会教育指導員
(町中央公民館)



齋 藤 富 美 子
生涯学習推進主査
(二井宿地区公民館)



鈴 木 栄 子
生涯学習推進員
(和田地区公民館)



畑 中 由 香 里
生涯学習推進員
(亀岡地区公民館)



岩 木 道 子
生涯学習推進員
(屋代地区公民館)



柳 澤 美 由 紀
生涯学習推進員
(二井宿地区公民館)

地域の社会教育・生涯学習に活力！

4月から各公民館に着任しました